平成２９年（フ）第１８５号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1037
債務者　桜ハウスデザインこと　桜庭　一功
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　裕幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３１号
山形県上山市鶴脛町１丁目10番30号
債務者　熊倉　宏
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　洋江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０７号
大津市南志賀２丁目13番１－Ａ103号、前住所大津市堅田１丁目４番17―203号、（事業所所在地）大津市衣川１―19―31
債務者　モトオート・ノリックこと　阿部　英典
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山佐枝子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２５号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目32番地の８
債務者　川崎　公孝
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　芙美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５号
広島市東区矢賀４丁目12番14―203号
債務者　中井百合子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩元　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８号
熊本県玉名郡南関町大字下坂下3685番地
債務者　樺島　喜之
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉東　忠男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第３１号
大分県別府市石垣東８丁目４番26―1202号　ツインタワー別府Ａ
債務者　川野　寛美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１６４号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎５丁目28番７号　プレステージ北浦和204号室、旧住所さいたま市浦和区大東２丁目７番４号
債務者　町田　浩征
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
岡山県倉敷市玉島柏島3272番地１
債務者　菅原　一榮
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２６３５号
横浜市緑区鴨居２丁目24番25号
債務者　北村　　剛
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３号
岐阜市領下３丁目４番地（ＤＯＭＥ01　302号室）、前住所岐阜市五坪２丁目６番14号
債務者　永井竜太郎
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３０号
北海道登別市栄町１丁目14番地13シュガーハウス201
債務者　疋田　　毅
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
山梨県中央市下河東1938番地２
債務者　塩島　武士
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
山梨県中央市下河東1938番地２
債務者　塩島　慶子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２３０号
横浜市鶴見区駒岡４丁目31番１―402号
債務者　佐々木　肇
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　八郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９号
大分市大字畑中844番地
債務者　釘宮　正喜
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三股　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３号
滋賀県愛知郡愛荘町平居519番地１
債務者　渡辺　大喜
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂梨　勝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大津地方裁判所彦根支部